

## 5. 婦人保護事業（DV被害者支援・人身取引対策）との連携について



# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

被害者



婦人相談員 全国 1042人(平成21年4月1日現在)  
相談 カウンセリング 情報提供

婦人相談所 49ヶ所 (平成22年4月1日現在)

配偶者暴力相談支援センター191か所のうち ※  
相談 カウンセリング 情報提供  
一時保護(民間シェルター等への委託を含む)  
同伴児童への対応  
婦人保護施設への入所 等

婦人保護施設  
生活支援  
心理的ケア  
自立支援

民間シェルター

福祉事務所(もしくは市町村)

生活保護 母子生活支援施設入所  
保育所入所 子育て短期支援事業  
母子家庭等日常生活支援事業  
児童扶養手当の支給 等

母子生活支援施設  
生活支援  
子育て支援  
心理的ケア  
自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター

職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報提供等

公共職業安定所(ハローワーク)

特にマザーズハローワーク・マザーズサロンにおける子育て女性などに

対する就職支援

児童相談所

心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

他省庁  
等関係  
機関

警察

裁判所

公営住宅  
窓口

等

連携・協力



自立

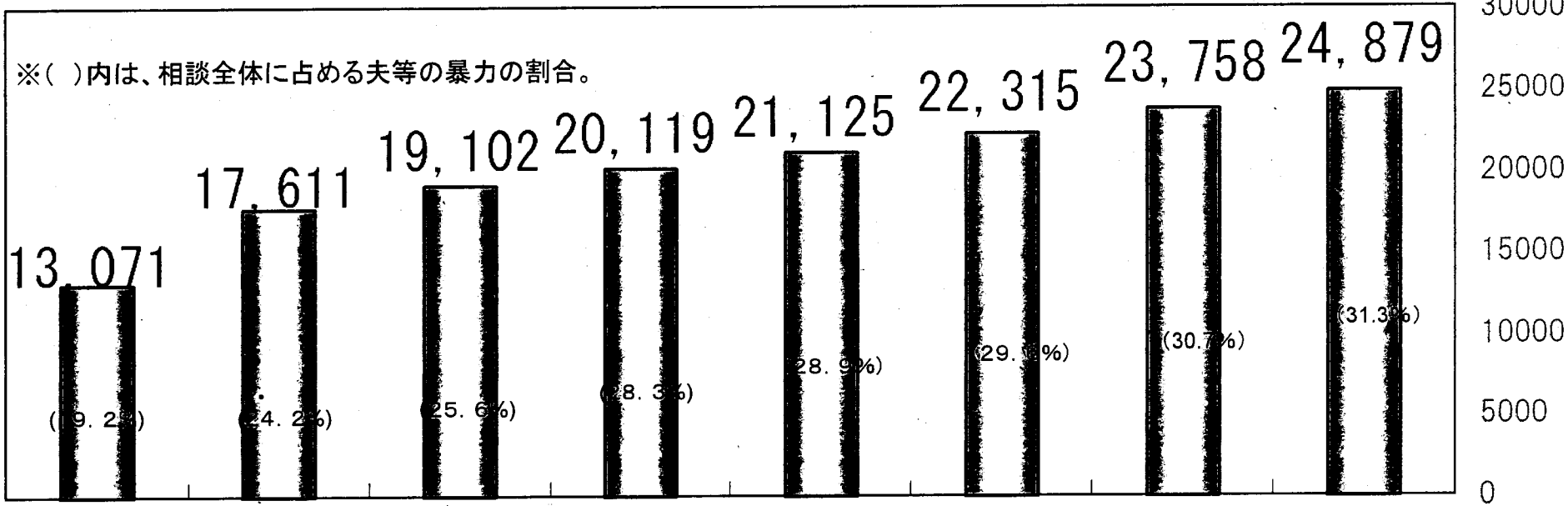
※配偶者暴力相談支援センターの力所数は平成22年8月1日現在

# 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



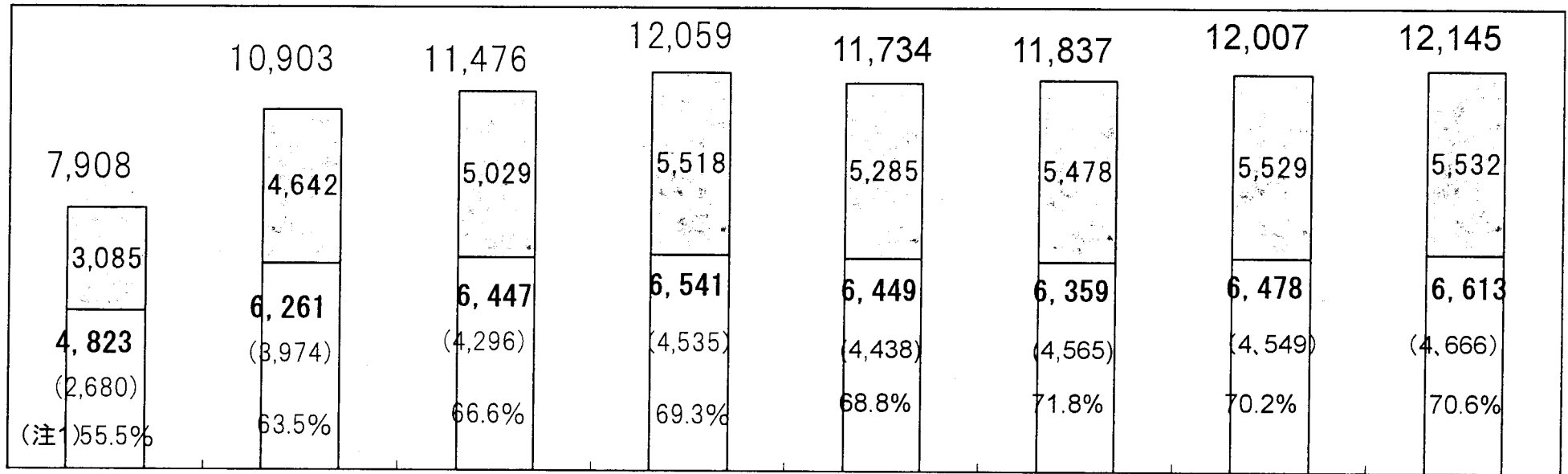
H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.5日(平成20年度)

一時保護された女性  
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 
 同伴家族
 (件数)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度  
 注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

## DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成21年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,916人。  
(女性本人1,767人、同伴家族2,149人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.0日となっている。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	99 (96)	86 (90)	25 (25)	20 (20)	4 (4)	9 (8)	9 (9)	6 (6)	3 (3)	261 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成20年4月1日現在

# 人身取引対策行動計画2009の概要

## 現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

### 国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

### 国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解  
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

## 人身取引の実態把握の徹底

## 総合的・包括的な人身取引対策

### 1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
  - 出入国管理の強化
  - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
  - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
  - 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

### 2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
  - 人身取引事犯の取締りの徹底
  - 売春事犯等の取締りの徹底
  - 児童の性的搾取に対する厳正な対応
  - 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
  - 外国関係機関との連携強化
  - 国際捜査共助の充実化

### 3 人身取引被害者の保護

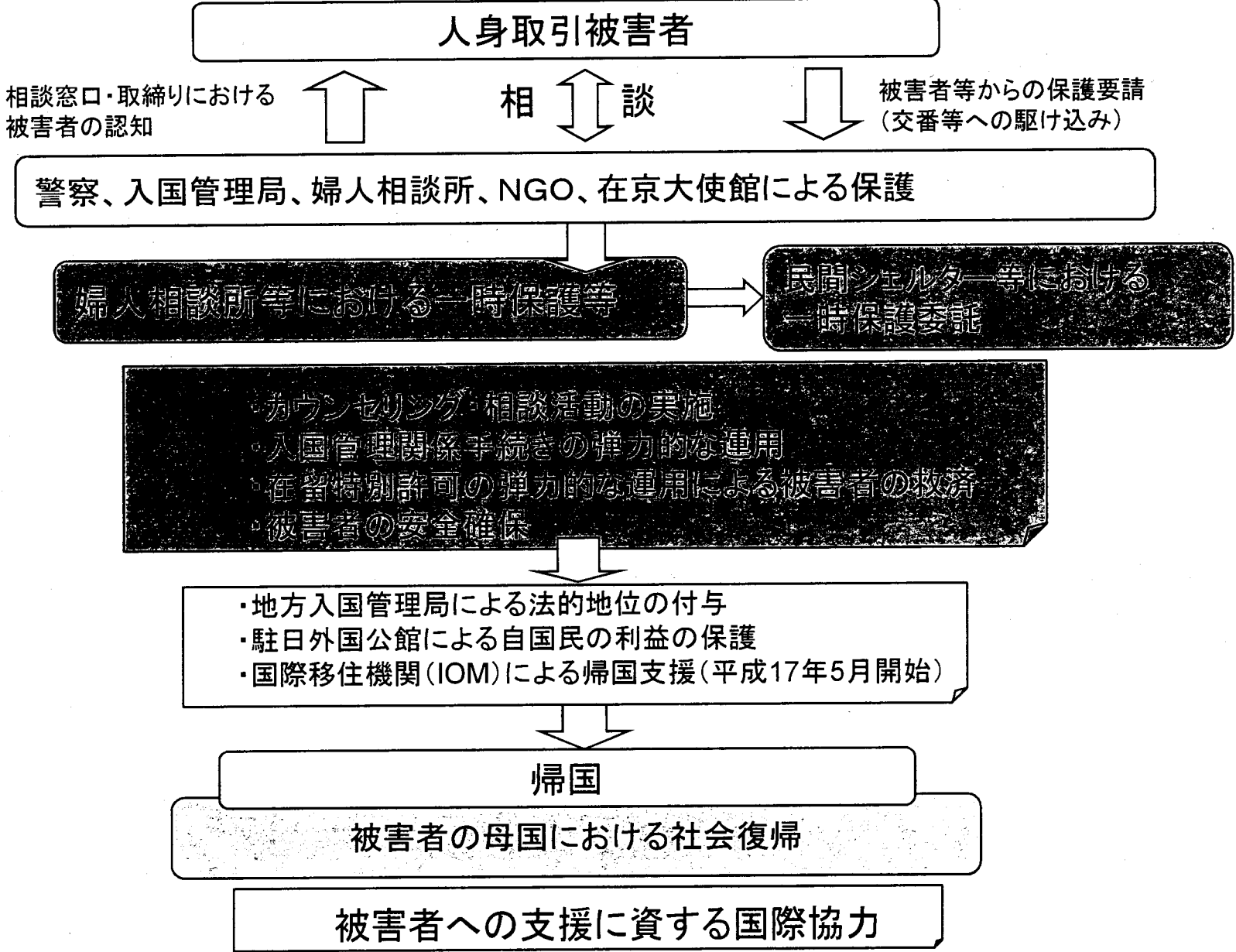
- (1) 被害者の認知
  - 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
  - 取締り過程における被害者の発見(※)
- (2) 被害者保護の徹底
  - 被害者としての立場への配慮
  - 被害者の法的地位の安定
- (3) シェルターの提供と支援
  - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
  - 被害者に対する法的援助に関する周知等
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
  - 中長期的な保護施策に関する検討等
  - 男性被害者等の保護施策に関する検討
- (5) 帰国支援の推進
  - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

### 4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
  - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
  - 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
  - 性的搾取の需要側への啓発
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
  - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
  - 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
  - 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

注:赤字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

# 人身取引被害者保護の流れ





# 18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(H13年度～21年度)

(人数)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	2	0	9
児童相談所	0	5	1	0	0	0	6
計	1	8	4	0	2	0	15

15歳	3
16歳	5
17歳	7
計	15

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
中国	1
バングラ デシュ	1
計	15

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	2
東京都	1
神奈川県	1
沖縄県	1
計	15

